

平成25年3月29日

小金井市長 稲葉孝彦

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見について

平成25年2月28日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「附属機関等への市民参加」を推進するための具体的な方策等」に対し、市民参加条例第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

(1) 審議会傍聴環境の整備に関して

- 市長の附属機関等（以下「審議会」という。）の「意見・提案シート」の導入については、当該機関の判断、意見等を踏まえた上で、実施に際しては、明文化を図るものとします。
- 各審議会における「意見・提案シート」の導入状況については、市民参加推進会議に報告します。
- 原則、傍聴者についても、委員と同様の資料の配付に努めるなど、審議会の審議事項や審議状況等の共有化を図ります。

(2) 公募委員の募集について

- 「公募市民登録制」の導入に当たって、先進市の事例等の調査・研究を行い、小金井市としての導入すべき公募方法の選択肢について検討します。
- 従前どおり、選出された委員に対して、適正な情報提供に努めるものとし、選出された委員である学識経験者等の意見を踏まえるなど、情報の透明性、公平性を高めます。

(3) 公募委員の選考基準と選考について

- 応募者の順位及び得点に係る選考結果については、第5期推進会議の公募委員の募集に際し試行的に実施することとし、かかる実施状況を踏まえ、通知内容等につき、検討を行います。

(4) 子育て中の世代の参加について

- 保育士の配置や開催時間・曜日の工夫なども含めて、子育て中の方たちの市民参加について研究してまいります。

(5) 障がいのある方の参加のための環境整備について

- 審議会の開催に当たっては、バリアフリー化の配慮された場所で行う等、障がいのある方も参加しやすい環境の整備に努めます。
- 手話通訳士等の配置についても研究してまいります。